(五)　その他の見直し

(1)　課徴金に関する調査において物件の提出を命じることができることとするとともに、当該調査等に関し公務所等に照会して報告を求めることができることとした。（第二六条第二項、第二七条の二二第三項、第二七条の二二の二第二項、第二七条の三〇第三項、第二七条の三五第二項、第一七七条及び第一八七条第二項関係）

(2)　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができることとした。（第一九二条の二関係）

2　資産運用規制の見直し

(一)　不正行為に対する罰則の強化

(1)　投資一任契約の締結等に関する偽計等に対する法定刑を、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）から、五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課五億円以下の罰金）に引き上げることとした。（第一九七条の三及び第二〇七条関係）

(2)　投資一任契約の締結等又はその勧誘に関する虚偽告知に対する法定刑を、一年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）から、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）に引き上げることとした。（第一九八条関係）

(3)　投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する法定刑を、六月以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金又はこれの併科から、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）に引き上げることとした。（第一九八条関係）

(二)　その他

厚生年金基金が特定投資家（プロ）になるための要件を限定することとした。（附則第三条の二関係）

3　投資信託に関する規制の見直し

(一)　投資信託受益証券等について一定期間継続して募集又は売出しが行われている場合には、届出書に代えて簡易な事項を記載した書面を提出することで足りるとする特例を設けることとした。

これに併せて、訂正届出書の提出に関する特例も設けることとした。（第五条第一〇項～第一二項及び第七条第三項～第五項関係）

(二)　有価証券の売買等の決済に関連して用いられる一定の投資信託については、その元本に生じた損失を運用会社等が補塡することを禁止行為から除外することとした。（第四二条の二関係）

4　その他

(一)　金融商品取引法第二七条の二第一項第四号の規定により公開買付けによることが求められる場合の要件の一つとして、政令で定める一定割合を超える買付け等を「特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等」により行うことが規定されているところ、当該要件における買付け等から同項ただし書に規定する株券等の買付け等を除くこととした。（第二七条の二関係）

(二)　株券等保有割合が一〇〇分の五以下であることが記載された変更報告書を既に提出している場合には、その後の変更報告書の提出を不要とすることとした。（第二七条の二五関係）

(三)　投資者保護基金の業務の範囲に、預金保険法に規定する特別監視代行者及び機構代理の業務並びに破産法の規定により選任される破産管財人等の業務を追加することとした。（第七九条の四九関係）

(四)　銀行法の資産の国内保有命令違反に対する罰則に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（第一九八条の六関係）

(五)　投資法人の発行する新投資口予約権証券を有価証券とすることとしたほか、投資法人による自己の投資口の取得等に関する所要の規定を整備することとした。（第二条第一項、第二四条の六、第二七条の二二の二、第一六二条の二、第一六六条及び第一六七条関係）

(六)　銀行法の業務の再委託先等に対する報告徴求等に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（第五六条の二、第五七条の二三、第六〇条の一一、第六三条、第六六条の四五、第七五条、第七九条の四、第一五一条、第一五五条の九、第一五六条の一五、第一五六条の二〇の一二及び第一五六条の三四関係）

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正関係

資産運用規制の見直し

(一)　信託業務を営む金融機関が信託の引受けに関し委託者に虚偽のことを告げる行為に対する法定刑を、一年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課二億円以下の罰金）から、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）に引き上げることとした。（管理型信託に係るものを除く）（第一五条の二及び第二一条関係）

(二)　信託業務を営む金融機関が作成する信託財産状況報告書の虚偽記載等に対する法定刑を、六月以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）に引き上げる（管理型信託に係る同報告書については、一年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課二億円以下の罰金）に引き上げる）こととした。（第一五条の二及び第一七条関係）

三　農業協同組合法、水産業協同組合法及び農林中央金庫法の一部改正関係

1　農業協同組合等の事業の範囲の見直し

信用事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、信用事業を行う水産業協同組合並びに農林中央金庫は、その事業として、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けて、外国において外国銀行の業務の代理又は媒介を行うことができることとした。（農業協同組合法第一〇条第六項及び第一一条の六の二、水産業協同組合法第一一条第三項、第一一条の四の二、第八七条第四項、第九三条第二項及び第九七条第三項並びに農林中央金庫法第五四条第四項及び第五九条の四第一項関係）

2　その他

銀行法の銀行等の同一人に対する信用供与等規制、銀行の子会社の範囲、銀行等の議決権の取得等の制限、業務の再委託先等に対する報告徴求等に係る改正等に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（農業協同組合法第一一条の四、第一一条の五〇、第三〇条の四及び第九三条、水産業協同組合法第一一条の一一、第三四条の四、第八七条の三、第八七条の四、第一〇〇条の四及び第一二二条並びに農林中央金庫法第二四条、第二四条の四、第五八条、第七二条、第七三条、第八三条及び第八六条関係）

四　中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法及び労働金庫法の一部改正関係

1　信用協同組合等の事業の範囲の見直し

信用協同組合、信用金庫及びこれらの連合会は、その事業として、内閣総理大臣の認可を受けて、外国において外国銀行の業務の代理又は媒介を行うことができることとした。（中小企業等協同組合法第九条の八第二項及び第九条の九第六項、協同組合による金融事業に関する法律第三条並びに信用金庫法第五三条第三項、第五四条第四項及び第五四条の二第一項関係）

2　その他

銀行法の銀行の子会社の範囲、銀行等の議決権の取得等の制限に係る改正等に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（協同組合による金融事業に関する法律第四条の二～第四条の五及び第五条の四、信用金庫法第三四条及び第五四条の二～二四並びに労働金庫法第三四条及び第五八条の三～第五八条の六関係）